

現地審査の旅費に関する規程

制定 平成 11 年 9 月 9 日 第 2 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 11 年 9 月 9 日
改定 平成 20 年 11 月 7 日 第 7 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 20 年 12 月 1 日
改定 平成 22 年 12 月 17 日 第 7 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 23 年 3 月 1 日
改定 平成 23 年 11 月 24 日 第 7 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 23 年 11 月 24 日
改定 平成 25 年 12 月 26 日 第 7 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 26 年 4 月 1 日
改定 平成 29 年 12 月 11 日 第 7 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 30 年 4 月 1 日
改定 平成 31 年 3 月 18 日 第 9 回プライバシーマーク審査会
施行 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、プライバシーマーク付与適格性審査手続規程第 12 条第 2 項に定める現地審査の旅費（以下「旅費」という。）について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、この規程で特別に定めがあるもののほか、プライバシーマーク指定審査機関組織規程、プライバシーマーク付与適格性審査手続規程、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク制度基本綱領その他のプライバシーマーク制度に係る規程及び日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」において使用する用語の例による。

(旅費)

第 3 条 一般社団法人情報サービス産業協会（以下「協会」という。）は、申請事業者に対して旅費として、次の交通費及び宿泊費を請求する。

- 一 交通費 現地審査に伴って発生した鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃、電車・バス運賃、必要に応じてタクシー運賃を請求する。ただし、航空運賃は、東京駅を基点として、審査対象地の最寄駅（最寄空港）までの路線距離が片道550キロメートルを超える場合又は鉄道で片道4時間以上かかる場合に請求することができる。また、鉄道運賃は、現地審査当日に適用される運賃（普通車指定席特急料金）、航空運賃は現地審査当日に適用される往復割引運賃（当該設定のない繁忙期は普通運賃）に基づ

き請求する。

二 宿泊費 1社につき2名1泊20,000円とし、原則として次のいずれかの場合に請求することができる。

イ. 東京駅を基点として、審査対象地の最寄駅（最寄空港）までの路線距離が100キロメートルを超える場合

ロ. 東京駅を基点として、移動時間及び審査時間の合計が10時間を超える場合

ハ. その他上記イ又はロに準じると審査業務部長が判断した場合

2. 前項により申請事業者に請求する旅費の額は、当分の間、100,000円（消費税別）を上限とし、前項各号により算定した額がこれを下回るときは、当該算定額とする。

（請求及び入金）

第4条 協会は、現地審査終了後に旅費を請求する。

2. 申請事業者は、前項の請求を受け取った後速やかに協会が指定する金融機関に旅費を振り込むものとする。その場合、振込手数料は申請事業者の負担とする。

3. 第1項の請求には、交通費及び宿泊費に関する領収書又はその写しを添付しないものとする。

（旅費未入金）

第5条 協会は、旅費の入金が確認できないときは、当該事業者に関する本審査への諮問を延期又は中断することができる。

（規程の公表）

第6条 本規程は、協会のウェブサイト上で公表する。

（改定）

第7条 本規程の改定は、プライバシーマーク審査会において行う。

附 則

（施行）

第1条 この規程は、平成11年9月9日から施行する。

附 則

（施行）

第1条 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行)

第1条 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

(施行)

第1条 この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

(施行)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。